

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月21日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	根室市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/soumubu/jyouhou/4/my/1641.html

執行機関名 根室市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		根室市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成29年条例第11号) 別表第1 第2の項 根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童に対し医療費の一部を助成することによつて、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第54号) 根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第43号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条に規定する受給者証の交付の申請に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条第3号イ、根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第2号、第3号、第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ヘ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号、第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 チ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第2条第1項第3号、第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		